

議員提出議案第3号

二宮町議会委員会条例の一部を改正する条例について

二宮町議会委員会条例の一部を別紙のように改正したいので、地方自治法第112条及び二宮町議会会議規則第13条第2項の規定に基づき提出する。

平成30年9月7日提出

二宮町議会議長 二見泰弘 殿

提出者	二宮町議会議員	杉崎俊雄
賛成者	同	渡辺訓任
同	同	前田憲一郎
同	同	二宮節子
同	同	野地洋正
同	同	添田孝司

二宮町議会委員会条例の一部を改正する条例

二宮町議会委員会条例（昭和38年二宮町条例第17号）の一部を次のように改正する。
第5条の2第2項中「6人」を「8人」に改める。

附 則

この条例は、平成30年12月1日から施行する。

二宮町議会委員会条例の一部を改正する条例の新旧対照表

改正後	改正前
<p>(議会運営委員会の設置)</p> <p>第5条の2 (略)</p> <p>2 議会運営委員会の委員の定数は、<u>8人</u>とする。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(議会運営委員会の設置)</p> <p>第5条の2 (略)</p> <p>2 議会運営委員会の委員の定数は、<u>6人</u>とする。</p> <p>3 (略)</p>